

平成30年土佐清水市議会定例会3月会議会議録

第19日（平成30年 3月23日 金曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 議案第1号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」から議案第33号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第9号）について」までの議案33件

（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 同意案第1号「土佐清水市農業委員会委員の任命について」から同意案第5号「土佐清水市農業委員会委員の任命について」までの同意案5件

日程第3 議員派遣の件

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

|     |         |     |          |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番  | 甲藤 眞 君  | 2番  | 田中 耕之郎 君 |
| 3番  | 細川 博史 君 | 4番  | 前田 晃 君   |
| 5番  | 浅尾 公厚 君 | 6番  | 森 一美 君   |
| 7番  | 小川 豊治 君 | 8番  | 西原 強志 君  |
| 9番  | 永野 裕夫 君 | 10番 | 岡崎 宣男 君  |
| 11番 | 仲田 強 君  | 12番 | 武藤 清 君   |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

|        |         |      |         |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 窪内 研介 君 | 局長補佐 | 伊藤 牧子 君 |
| 議事係長   | 前田 利実 君 | 主幹   | 三木 由紀 君 |

主 幹 出口 直人 君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                                          |         |                                    |         |
|------------------------------------------|---------|------------------------------------|---------|
| 市 長                                      | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                              | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長                   | 横山 周次 君 | 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員         | 中山 優 君  |
| 企 画 財 政 課 長                              | 横山 英幸 君 | 総 務 課 長                            | 野村 仁美 君 |
| 危 機 管 理 課 長                              | 岡田 敦浩 君 | 消 防 長                              | 上原 由隆 君 |
| 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長                     | 宮上 眞澄 君 | 健 康 推 進 課 長                        | 戎井 大城 君 |
| 福 祉 事 務 所 長                              | 徳井 直之 君 | 市 民 課 長                            | 中津 恵子 君 |
| 環 境 課 長 兼<br>清 掃 管 理 事 務 所 長             | 田村 善和 君 | ま ち づ くり 対 策 課 長 補 佐               | 中尾 吉宏 君 |
| 観 光 商 工 課 長                              | 倉松 克臣 君 | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 二宮 眞弓 君 |
| 水 道 課 長                                  | 楠目 生 君  | じ ん け ん 課 長                        | 小松 高志 君 |
| 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム<br>し お さ い 園 長         | 山本 弘子 君 | 収 納 推 進 課 長                        | 田村 光浩 君 |
| 教 育 長                                    | 弘田 浩三 君 | 生 涯 学 習 課 長                        | 弘田 条 君  |
| 教 育 セ ン タ ー 所 長 兼<br>少 年 補 導 セ ン タ ー 所 長 | 亀谷 幸則 君 | 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長           | 沖 比呂志 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長                          | 文野 喜文 君 |                                    |         |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（仲田 強君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、平成30年土佐清水市議会定例会3月会議第19日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出議案第1号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」から議案第33号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第9号）について」までの議案33件を一括議題といたします。

ただいまから、各委員会の審査結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 武藤 清君。

（予算決算常任委員会委員長 武藤 清君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（武藤 清君） おはようございます。予算決算常任委員会審査経過の概要と結果について報告をいたします。

平成30年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1 議案第1号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」

（1）歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

（2）歳出中、5款3項2目水産振興について。

委員から、メジカ産業再生プロジェクト事業で実施する冷凍保管施設の建設予定地について南海トラフ大地震による津波被害が懸念されているが、どのような対策が議論されたか説明を求めました。

執行部の説明によりますと、過去の津波被害を考えた場合、高台への施設建設も検討したが、財政状況等も鑑み、また、津波被害に遭った場合でも、早期に復旧可能な建物構造とすることも踏まえ、建設場所を浦尻地区に決定した。また、メジカの漁獲は豊漁時と不漁時の差が激しいことから、加工原魚となるメジカを安定して供給するための施設として、メジカ産業の復興と発展に向けた冷凍保管施設の建設工事を補正計上したとのことであります。委員から、建設後は施設の目標稼働率を維持し、効率的な運用に努めるよう要請し、了承いたしました。

2 議案第6号「平成30年度土佐清水市一般会計予算について」

（1）歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

（2）歳出中、4款1項1目保健衛生総務費について。

委員から、子育て世代包括支援センター開設事業、子育て世代包括支援センター運営事業、産前・産後サポート事業、それぞれの事業概要について説明を求めました。

執行部の説明によりますと、子育て世代包括支援センター開設事業は、妊娠・出産・子育てに係る妊産婦等の悩みなど、プライバシーを守り、相談しやすい環境を整備するための事業となっている。子育て世代包括支援センター運営事業は、妊産婦及び乳幼児期の健康保持及び増進に関する包括的な支援を行うことで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施するために、母子支援コーディネーターを1人配置して事業を展開していくもの。産前・産後サポート事業は、妊娠・出産・子育て期の悩み等に関して専門職員が不安や悩みを傾聴したり、子育て経験者やシニア世代の方を対象に研修会を実施するなど、地域で見守り、支援できる体制を構築するものとのことであります。

さらに委員から、不妊治療費等助成事業について、一般不妊治療、特定不妊治療、男性不妊治療、不育症は、県下の自治体でも取り組んでいるが、本市は第2子まで助成の対象とするなどより高い水準としている。今後は、十分制度を生かした活用ができるよう、これらの事業を

積極的に市民へ周知するなどPRに努めるよう要請し、了承いたしました。

同じく、9款1項4目学校給食費について。

委員から、学校給食総事業費9,363万7,000円のうち、学校給食配送車購入費として1,167万8,000円を差し引いた8,000万円余りが今後給食を行う1年間の運営費と理解してよいかとの質疑があり、学校給食配送車の購入については単年度予算で来年度からは計上しないため、8,000万円程度が学校給食の運営にかかる費用分とのことであります。

また、委員から学校給食実施に当たっての職員体制について説明を求めました。執行部の説明によりますと、給食センターの事務職員としては、係長級の事務職員が1人、県の栄養教諭が1人、給食の調理・配送の委託先である株式会社メフォスについては、本市出身の社員が2人配属され、新たに11人の社員を採用することとなっており、公募については、市の広報3月号でも募集を行い、申し込みのあった方の面接を実施した後、決定する予定となるとのことであります。

さらに委員から、学校給食の調理等委託料3,100万円余りについては、同社へ委託するというのであるが、11節の賄材料費3,764万5,000円については、本市で食材を調達し調理することになるかとの質疑に対し、学校給食法で保護者負担となっている食材費のうちから市が調達し、委託業者が調理することとなっており、同額の3,764万5,000円を雑入で計上しているとのことであり、了承いたしました。

同じく、6款1項5目19節ジオパーク推進費について。

委員から、土佐清水ジオパーク推進協議会補助金755万3,000円の内容説明を求めました。執行部の説明によりますと、平成30年度に予定しているモニターツアー200万円程度計上している。具体的には、市外の方々を中心に旅行代理店へ業務委託を行いながら、1回のツアーで、20人程度の募集を計4回計画している。また、ジオサイト等看板の整備を進めていく費用として200万円程度、ジオガイド養成講座60万円、さらに学術面から外部の研究者へ研究を促す費用の一部を支援するため50万円程度計上しており、そのほかは事務費等となっている。

委員から、モニターツアーで1回当たり20人程度を予定しているとのことであるが、バスを使用しモニターツアーを行うのであれば、40人から50人が参加できると思うが、ツアー参加者数については協議会の中で十分検討しているかとの意見が出されました。このツアーの中心となって活躍していただく方はジオガイドで、1回にジオガイドが対応でき、お客様1人1人に行き届いたガイドが可能な人数は15人から20人程度が適切と考えている。ガイド経験を積む中で知識も豊富になっていけば二、三人で40人から50人の対応も可能になると思うが、当面はこの人数で実施したいと考えているとのことであり、了承いたしました。

その他歳出については、特に意見もなく了承いたしました。

3 議案第 2 号「平成 29 年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」

議案第 3 号「平成 29 年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について」

議案第 4 号「平成 29 年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第 2 号）について」

議案第 5 号「平成 29 年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」

議案第 7 号「平成 30 年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」

議案第 8 号「平成 30 年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」

議案第 9 号「平成 30 年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計予算について」

議案第 10 号「平成 30 年度土佐清水市介護サービス事業特別会計予算について」

議案第 11 号「平成 30 年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第 12 号「平成 30 年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について」

議案第 13 号「平成 30 年度土佐清水市水道事業会計予算について」

議案第 33 号「平成 29 年度土佐清水市一般会計補正予算（第 9 号）について」

以上 12 件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました予算案について、採決の結果、全会一致によりそれぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上どうかよろしく願いいたします。

○議長（仲田 強君） 総務文教常任委員会委員長 田中耕之郎君。

（総務文教常任委員会委員長 田中耕之郎君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（田中耕之郎君） おはようございます。それでは総務文教常任委員会の審査経過の概要と結果報告をいたします。

平成 30 年土佐清水市議会定例会 3 月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1 議案第 22 号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、教育研究所の主任研究員と適応指導教室相談員については、近年、特に業務内容が複雑煩雑化しているため、それぞれの業務の負担や責任、業務量に見合った報酬の増額をお願いするものである。特に主任研究員には、職員が減少する中で、平成 32 年度から小学校英語教科化に向けた対応や道德教育実施に向けた研究、また学力向上、社

会科副読本作成の取り組み等も必要となっている。これらの中心的な存在として主任研究員は、各学校間の調整や、中学校からの派遣研究員への助言、指導を行うなど、役割と責任業務の負担は大きいことから、以前研究所所長へ支給していた報酬と同額の月額16万円へ増額するものであるとのことであります。

委員から、英語教育、学力向上など研究員の業務が多忙という課題が山積する中で、人員が以前から削減されているとの説明を受けたが、今後においては実態に見合った人員の配置も考えるべきではないかとの意見があり、これに対し、執行部からは、ことし1年間の主任研究員の業務を遂行する上でかなりの負担がかかっていることは事実であるので、その負担等を考慮し、今回は、主任研究員の報酬の増額をお願いするものとのことであり、了承いたしました。

2 議案第19号「土佐清水市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第20号「土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第21号「土佐清水市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

議案第31号「土佐清水市立防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

以上4件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、それぞれ全会一致により原案のとおり可決いたしました。

以上になります。

○議長（仲田 強君） 産業厚生常任委員会委員長 前田 晃君。

（産業厚生常任委員会委員長 前田 晃君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（前田 晃君） おはようございます。それでは、平成30年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について御報告をいたします。

1 議案第26号「土佐清水市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、福祉医療費の対象年齢を15歳に達する日以降における最初の3月末日までの者から18歳に達する日以降における最初の3月末日までの者に改正し、医療費無料化の対象年齢を拡充するものである。対象経費の見込みとしては、16歳から18歳までの人口及び国保被保険者の医療費をもとに算出し、300万円を予算計上しており、高知市周辺の高校へ進学する学生の中には転出する場合もあることから、均衡を図るための特例措置として、学生で転出した場合についても対象とすることとしている。また、平成30年4月

1日から実施予定の2町を含め、県内で18歳以下の医療費を助成しているのは8町村とのことであります。

委員から、医療機関を受診した場合の自己負担に関する質疑があり、執行部から、対象者には受給者証を交付するため、県内の医療機関であれば、保険証と受給者証の提示があれば保険診療分の自己負担は必要ないが、県外の場合は受給者証が使用できないため、一旦自己負担分を支払い、領収書を持参の上、福祉事務所での手続が必要となるとのことであります。

さらに委員から、病状によっては、医療費が高額となると思われるが、計上した予算額で対応できるのかとの質疑があり、執行部から、重篤な病気等で医療費が高額となった場合、自己負担分については高額療養費の対象となるとのことであり、了承いたしました。

## 2 議案第32号「土佐清水市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定について」

執行部の説明によりますと、土佐清水市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、3年に1度策定しており、今回の計画は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの第7期3年間の計画となっている。具体的には今後3年間の介護保険給付費及び地域支援事業費を見込み、必要な介護保険料等を算出している。また、本市が行う高齢者等に対するサービスの方針及び指針を計画に盛り込んでいるとのことであります。

委員から、介護保険料については、上昇する市町村もある中、本市は基金を取り崩して据え置くとのことであるが、現在の基金残高の状況はどのようになっているのか。また、介護保険料について消費税10%が導入された場合、低所得者に対しては基準額の負担割合に反映するとのことであるが、その点は考慮されるのかとの質疑があり、執行部から、基金の現在高は1億3,000万円程度であり、基金を取り崩して対応することで介護保険料を据え置きとした。また、低所得者の負担軽減について、厚生労働省からの通知では、消費税を10%へ増税することを前提に積算しており、軽減措置についても同様に算定しているとのことであります。

また、委員から、計画策定を通じて見えてきた主な課題点についての質疑があり、執行部から、本計画では、重点目標として、土佐清水版地域包括ケアの深化、推進としており、それには、医療・介護・福祉が一丸となった連携体制を整備すること、本市ならではの介護予防、生活支援を推進していくこと及び地域とともに推進する認知症の総合支援を行うことが課題であり、大きなポイントと考えている。さらに、総合福祉の推進として医療・介護など分野別に取組むだけでなく、障害福祉も含めた福祉全体を総合的に支援していくための体制整備と具体的な取り組みを推進していくことが本計画の重点課題であるとのことであり、了承いたしました。

## 3 議案第14号「土佐清水市立墓地条例の制定について」

議案第15号「土佐清水市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定

める条例の制定について」

議案第16号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第17号「土佐清水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第18号「土佐清水市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第23号「土佐清水市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第24号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第25号「土佐清水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第27号「土佐清水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第28号「土佐清水市駐車場設置条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第29号「土佐清水市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第30号「土佐清水市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」

以上12件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、それぞれ全会一致により原案のとおり可決をいたしました。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 以上で各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は委員長席に御着席願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） 質疑なしと認めます。以上で予算決算常任委員会委員長に対する質疑を終わります。予算決算常任委員会委員長は自席にお戻り願います。

次に、総務文教常任委員会委員長は委員長席に御着席願います。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） 質疑なしと認めます。以上で総務文教常任委員会委員長に対する質疑を終わります。総務文教常任委員会委員長は自席にお戻り願います。

次に産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） 質疑なしと認めます。以上で産業厚生常任委員会委員長に対する質疑を終わります。産業厚生常任委員会委員長は自席にお戻り願います。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時25分 休 憩

午前10時43分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから、討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君登壇）

○4番（前田 晃君） 日本共産党の前田晃です。私は、議案第21号「土佐清水市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」に対して反対の立場で討論を行います。

本条例案は、国の法改正による国家公務員の退職手当の引き下げに合わせて、市職員の退職手当を引き下げるもので、退職手当の調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げることで、平均78万円もの引き下げとなっています。既に、2012年の条例改定で退職手当が400万円も引き下げられており、その上に追い打ちをかける今回の引き下げは、市職員の退職後の生活設計に大きな影響を及ぼすものとなります。言うまでもなく、退職手当は、退職後の生活の大きな支えであり、職員は、現行の退職手当の支給水準を見込んで退職後の生活設計を立てているはずで、年金支給年齢の引き上げもあって、退職後の生活に不安を感じている職員も少なくありません。本条例案は、そういった職員の不安を増幅させ、退職後の生活設計の変更を余儀なくさせるものと言わざるを得ません。

また、退職手当は、最高裁の判例でも賃金とされ、賃金の後払的な性格を有しているとされています。人事院の見解でも、退職給付は職員の退職後の生活設計を支える勤務条件的な性格を有していると述べ、退職手当が労働条件であることを認めています。

労働条件としての退職手当を国の法律が変わったからといって一方的に引き下げているもの

でしょうか。退職手当の引き下げは、後払い賃金の一方的な不払いに当たり、到底認められるものではないと思います。

組合との交渉の中で施行日を4月1日に延期していることについては一定評価できるとしましても、厳しい市民生活や市民感情を考慮すれば、組合が退職手当の引き下げそのものに反対できないことは誰の目にも明らかです。市長、市当局は、組合と、そして職員に対して苦渋の選択を強いていることをしっかりと認識すべきではないでしょうか。

市民への行き届いた行政サービスを保障する上でも、また行政の公正さを担保する上でも、さらに職員のモチベーションを高める上でも、賃金を初めとする職員の労働条件の拡充と安定が求められていると思います。

本条例案は、退職手当引き下げという一方的な労働条件の変更で職員に不利益を強要するものであり、そして、住民サービスや職員の意欲にも影響を及ぼすものだと思います。私は、本条例案を撤回して、現行の退職手当条例で対応すべきだと考えます。

人事委員会を設置していない本市が、国の人勸準拠を原則にして対応することには一定の理解はできますが、それでも団体自治の建前からいっても、市独自の判断で職員の労働条件を検討することが必要ではないでしょうか。その点も含めまして、本条例案の撤回と現行の退職手当条例での対応を最後に訴えをいたしまして、議案第21号に対する私の反対討論を終わります。

○議長（仲田 強君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第1号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」、議案第2号「平成29年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、議案第3号「平成29年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第4号）について」、議案第4号「平成29年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）について」、議案第5号「平成29年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」及び議案第33号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第9号）について」の補正予算案6件を一括して採決いたします。

以上6件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（仲田 強君） 起立全員であります。

よって、議案第1号から議案第5号までの5件及び議案第33号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「平成30年度土佐清水市一般会計予算について」、議案第7号「平成30年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第8号「平成30年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」、議案第9号「平成30年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計予算について」、議案第10号「平成30年度土佐清水市介護サービス事業特別会計予算について」、議案第11号「平成30年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第12号「平成30年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について」及び議案第13号「平成30年度土佐清水市水道事業会計予算について」の当初予算案8件を一括して採決いたします。

以上8件に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います

（賛成者起立）

○議長（仲田 強君） 起立全員であります。

よって、議案第6号から議案第13号までの8件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「土佐清水市立墓地条例の制定について」を採決いたします。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第14号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（仲田 強君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「土佐清水市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」を採決いたします。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第15号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います

（賛成者起立）

○議長（仲田 強君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第16号は委員長の報告の

とおりに決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「土佐清水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第17号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号「土佐清水市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第18号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号「土佐清水市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第19号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第20号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（仲田 強君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「土佐清水市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第21号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（仲田 強君） 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第22号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（仲田 強君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号「土佐清水市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第23号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（仲田 強君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第24号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（仲田 強君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号「土佐清水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 25 号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第 25 号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。

よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号「土佐清水市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 26 号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第 26 号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。

よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号「土佐清水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 27 号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第 27 号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。

よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号「土佐清水市駐車場設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 28 号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第 28 号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。

よって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号「土佐清水市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 29 号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第 29 号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号「土佐清水市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第30号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第30号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号「土佐清水市立防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第31号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第31号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号「土佐清水市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定について」を採決いたします。

議案第32号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第32号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第2、同意案第1号「土佐清水市農業委員会委員の任命について」から同意案第5号「土佐清水市農業委員会委員の任命について」までの同意案5件を一括議題といたします。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲田 強君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

同意案第1号「土佐清水市農業委員会委員の任命について」を採決いたします。

同意案第1号について同意の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。

よって、同意案第1号は同意することに決しました。

次に、同意案第2号「土佐清水市農業委員会委員の任命について」を採決いたします。

同意案第2号について同意の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。よって同意案第2号は同意することに決しました。

次に、同意案第3号「土佐清水市農業委員会委員の任命について」を採決いたします。

同意案第3号について同意の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。

よって、同意案第3号は同意することに決しました。

次に、同意案第4号「土佐清水市農業委員会委員の任命について」を採決いたします。

同意案第4号について同意の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。

よって、同意案第4号は同意することに決しました。

次に、同意案第5号「土佐清水市農業委員会委員の任命について」を採決いたします。

同意案第5号について同意の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。

よって、同意案第5号は同意することに決しました。

ただいま、市長から同意案第6号「監査委員の選任について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第6号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲田 強君) 御異議なしと認めます。

よって、同意案第6号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

同意案第6号「監査委員の選任について」を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

(議案朗読)

○議長(仲田 強君) 議案の朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただいま御提案いたしました同意案第6号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、監査委員の選任についての同意案であります。

平成26年4月より監査委員として御尽力を賜ってまいりました脇谷浩正氏の任期が3月31日で満了となります。この間、同氏の監査業務に対する御努力に対しまして心から感謝を申し上げる次第であります。

その後任といたしまして、山本豊氏を選任することについて御同意をお願いするものであります。同氏は、昭和52年4月から平成29年3月まで40年の長きにわたり市職員として奉職され、この間、水道課長、学校教育課長、そして平成27年4月からは会計管理者兼会計課長として行財政に精通され、その豊富な経験に加え人格、識見とも同委員として適任であると考え、提案する次第であります。

どうか御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長(仲田 強君) 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

同意案第6号について、質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲田 強君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りいたします。

同意案第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲田 強君) 御異議なしと認めます。

よって、同意案第6号は委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲田 強君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

同意案第6号「監査委員の選任について」を採決いたします。

同意案第6号について、同意の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。よって同意案第6号は同意することに決しました。

日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり関係議員を派遣いたしたいと思っております。これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲田 強君) 御異議なしと認めます。

よって議員派遣はそのとおり決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) 定例会3月会議の終了に当たり一言御挨拶を申し上げます。

本定例会には、市政運営の基本となる平成30年度予算案を初め、多くの議案を御提案申し上げますが、19日間にわたり、連日慎重な御審議をいただき、提案いたしました各案件につきましては、それぞれ適切な御決定を賜り心から感謝申し上げます。

会期中の一般質問を初め、各常任委員会でいただきました貴重な御意見、御指摘につきましては、これを真摯に受けとめ今後の市政運営に生かしてまいります。

さて、本年度もあとわずかとなりました。皆様方におかれましては、健康に留意され、市政の発展に対し御尽力を賜りますよう重ねてよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、一般質問の中でも議員の皆様からこの3月31日付をもって退職をする幹部職員を初め、職員に対するねぎらいの言葉もいただいたところではありますが、本当に長い間御苦労さまでした。これからの人生が幸多きものになりますよう、御健勝と御多幸を心から御祈念申し上げます。3月会議終了の挨拶といたします。どうも御苦労さまでした。(拍手)

○議長(仲田 強君) これをもちまして、平成30年土佐清水市議会定例会3月会議を終了いたします。

御苦労さまでございました。

午前 11 時 10 分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員